



4月 理事会報告

島田ライオンズクラブ
幹事 平野 積

桜花の候、メンバーの皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当クラブの活動・運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

先日、4月7日(火)17:15から30分程、4月理事会を開催いたしました。理事会当日に静岡銀行島田支店にて新型コロナウイルスの陽性患者の情報が報道され、すぐ身近で感染者が出たことに非常に危機感を持ちました。理事会では、アルコール消毒や体温チェック、マスクの着用の徹底、会場内の配置工夫など一人一人が感染対策に努めました。理事会では、皆様のご協力のもと速やかに議題がすすめられ短い時間で終了することが出来ました。理事会承認事項は以下の通りとなります。

【 承認事項 】

1. 島田ライオンズクラブ内規 改正について ※別紙資料添付

第17条 入会金及び会費 1. の内容について改正

第18条 会員の種類 4. 優待会員の内容について改正

” 会員の種類 2. 不在会員の並び順を改正

2. 5月以降の島田LC 予定について

今後の状況を見ながら、三役一任で予定を決定していくこととする。

3. その他

○中止した例会のカウントについて

3月第2例会(第1398回)、4月第1例会(第1399回)、4月第2例会(第1400回)は中止例会としてカウントを残します。よって5月第1例会は第1401回とします。

○期末旅行の延期について

今年度の期末旅行は延期とします。今年度の旅行予算を来年度に繰り越すこととします。

以上の議題について理事会にて承認を頂きました事を報告いたします。

【 連絡事項 】

1. 4月のクラブ予定について

FAXで周知させて頂きました4月会長報告の中に中止の事業を掲載しております。

今一度ご確認ください。

2. 4月～7月分の会費の引落について

4月27日(月)に会費の引落をさせて頂きます。4月15日以降、各会員へ金額のお知らせをFAX致しますので、宜しくお願いします。

島田ライオンズクラブホームページの情報も随時更新していきますのでご覧ください。

島田ライオンズクラブ内規改正箇所について

第 17 条-1 入会金及び会費

(改正前)第 17 条 入会金及び会費

1. 新会員の入会金は 30,000 円、転入及び交替会員の入会金は 15,000 円とする。
但し、国際本部上部組織の入会金も含むものとする。

(改正後)第 17 条 入会金及び会費

1. 新会員の入会金は 30,000 円、転入及び交替会員、優待会員の一親等の入会金は 15,000 円とする。
但し、国際本部上部組織の入会金も含むものとする。

第 18 条-4 会員の種類 4. 優待会員

(改正前)4. 優待会員

- (a) 優待会員を希望する会員は、その理由を文書でもって、会長あて申請する。
- (b) 附則標準版第 1 条の老齢とは、満 75 歳を超えた会員をいう。
- (c) 会費は、正会員の 75% とする。
- (d) 優待会員は、すべてのファインは免除される。

(改正後)3. 優待会員

- (a) 優待会員を希望する会員は、以下のすべてに該当する者とする。
 - ① 満 75 歳を超えている者。
 - ② 本クラブの在籍年数が 20 年以上の者。
 - ③ 優待会員を希望する者の一親等にあたる者が正会員として入会する事。
- (b) 会費は年 30,000 円とし、正会員と同等のすべての権利を有する。
但し、定例会及び行事参加時は実費を徴収する。
- (c) 優待会員はすべてのファインは免除される。
- (d) 優待会員の資格を満たしている会員が、優待会員を希望する場合は、文書でもって会長に申請する。
会長は直ちに理事会に諮り、承認の可否を決定する。

第 18 条 会員の種類の順番を改正

2. 不在会員を、会員種類の最後にしました。

令和 2 年 4 月 7 日 4 月理事会にて承認